

兵庫働き方改革推進支援センターからのお知らせ
(令和7年度 厚生労働省委託事業)

法改正への対応 人材の確保 助成金活用

中小企業を応援します

無料の
支援サービス
実施中

1 法改正への対応や現場の課題解決を応援します。

中小・小規模事業者に影響のある法改正

- 改正育児・介護休業法 (2025年4月・10月施行)
- 「建設事業」・「自動車運転業務」などで時間外労働の上限規制 (2024年4月施行)
- 労働条件明示のルール変更 (2024年4月施行)
- パワハラ防止措置 (2022年4月施行)
- 同一労働同一賃金 (2021年4月施行)

下記のご相談等に対応します

- *ハラスメント対応に必要な対応策について助言が欲しい。
- *法改正に伴う就業規則の見直しなどについて相談したい。
- *残業時間の上限規制への対応について教えてほしい。
- *効果的な採用や定着のための方策についてアドバイスがほしい。

2 助成金の活用を応援します。

「キャリアアップ助成金」は、正社員転換制度、多様な正社員制度(「短時間正社員」等)を設けたり、正社員化したり、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成されます。生産性向上や労働時間の削減には、「業務改善助成金」「働き方改革推進支援助成金」などが活用できます。センターが実施している「訪問コンサルティング」をご利用ください。(詳細は裏面)

3 人材の確保、採用と定着、魅力ある職場づくりを応援します。

人材確保は、中小企業の共通の課題となっています。法改正にともなう就業規則の見直しや採用・定着活動についてアドバイスを行います。生産性を高め長時間労働をなくす取り組みをはじめ『魅力ある職場づくり』を応援します。多様な働き方、多様な人材の採用と定着など、雇用にかかわる相談に応じています。お気軽にご相談ください。

ご相談・お申込み先

兵庫働き方改革推進支援センター
(実施機関/全国社会保険労務士会連合会)

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

TEL フリーダイヤル **0120-79-1149**

Mail hyogo@workstylereform.net

所在地 神戸市中央区八幡通3-2-5 I・N東洋ビル4F

URL <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/hyogo/>



兵庫働き方改革推進支援センター

支援サービスをご利用ください



1 お気軽にお電話ください。

●平日、9:00～17:00

専門家が丁寧にお応えします。

「働き方改革」はじめ法改正への対応や
求人・採用に向けた質問にお応えします。



0120-79-1149

2

専門家による

訪問コンサルティングを

実施しています。

オンライン相談にも応じます。

**秘密厳守
無料**

原則3回、課題により
最大6回まで利用可

専門家を企業に派遣し現場の課題解決にあたります。1テーマにつき原則3回まで無料。賃金規程の見直し、同一労働同一賃金に関するテーマなどの相談については、最大6回まで無料で利用できます。現場に則したアドバイスが好評です。

3

社内研修に講師を無料で派遣します。

講師派遣については、上記フリーダイヤルにお電話ください。

申込用紙

訪問支援サービスを利用される方は、下記①～⑨の必要事項を明記の上、FAXでお申し込みください。
※ご記入いただいた個人情報は「訪問サービス」にのみ使用いたします。

兵庫働き方改革推進支援センター(FAX:078-803-8161)

①会 社 名		②所 在 先	〒 -
②担当者名(役職)	()	④T E L	
③業 種		⑥従 業 員 数	名(うち非正規雇用労働者 名)
⑦ご 相 談 内 容	☐ 同一労働同一賃金 ☐ 長時間労働の是正(時間外労働の上限規制) ☐ 年次有給休暇・特別休暇の取得促進 ☐ 36協定 ☐ 就業規則 ☐ 選択的週休3日制 ☐ 勤務間インターバル制度 ☐ 多様な正社員制度 ☐ 生産向上による賃金引上げ ☐ 人手不足の解消 ☐ 助成金の活用 ☐ 兼業・副業 ☐ ハラスメント防止 ☐ 女性活躍 仕事と育児・介護等との両立支援 ☐ その他()		
⑧訪 問 希 望 日	☐ 電話にて日程調整 ☐ 希望日(第一希望 / 第二希望 / 第三希望 /)		
⑨働き方改革推進支援センターをどこで知りましたか?			